

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年4月、同年5月及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までの期間は30万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月は32万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から同年11月までの期間は30万円、同年12月及び17年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月は32万円、同年2月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月から20年3月までの期間は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年12月までの期間は30万円、21年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年8月から同年11月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から21年12月26日まで
ねんきん定期便に記載されている申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と比べて低くなっているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 15 年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 30 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 34 万円、16 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 32 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 30 万円、同年 12 月及び 17 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 30 万円、18 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までの期間は 32 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月は 28 万円、同年 5 月から同年 12 月までの期間は 30 万円、21 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 8 月から同年 11 月までの期間は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 3 月については、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成 15 年 6 月、16 年 5 月及び 21 年 7 月については、申立人が所持している給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間、10年2月、同年3月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から平成13年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成9年の給与支払明細書が残っている期間について、ねんきん定期便の標準報酬月額と給料支払明細書の給与支給額とが相違しているので、記録を訂正してほしい。

また、平成9年以降の給料支払明細書の無い期間についても記録と実際の支給額は相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給料支払明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち、平成9年1月及び同年2月、同年4月から同年12月までの期間は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年3月、10年2月、同年3月及び同年8月

における申立人の標準報酬月額については、家計簿の写しに記載されている給与の金額が、給与支払明細書の差引支給額とほぼ同額であり、当該期間における厚生年金保険料控除額についても41万円の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことが推認できることから、41万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、毎年の算定基礎の処理日から、申立人の標準報酬月額が保険者算定により決定されていたことが推認される上、給料支払明細書及び家計簿の写しにより確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年1月、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月から13年2月までの期間について、申立人は給料支払明細書を所持していない上、当該事業所は既に解散しており、元事業主も申立人の給与支給額とオンライン記録が相違していることについて不明としており、申立人の報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年1月5日、資格喪失日は35年4月1日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年1月から27年3月までの期間は6,000円、同年4月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から30年9月までの期間は1万円、同年10月及び同年11月は1万4,000円、同年12月から35年3月までの期間は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月5日から35年9月24日まで

60歳の時、老齢年金の受給申請をするために社会保険事務所(当時)に行った際に、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録が抹消されていることを聞かされたが、抹消される理由は無いので年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間のうち昭和26年1月5日から35年4月1日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年1月5日と記録され、31年10月1日までの期間に7回にわたり標準報酬月額の改定が記録されており、備考欄には、「資格取消 37.8.15」と記載されているが取消事由等の記載は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に

は、昭和 32 年から 34 年までの期間の標準報酬月額が記録され、当該事業所が 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを示す、「全喪 35 年 4 月 1 日」との押印が確認できるところ、申立人については、26 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得し、34 年までの期間の標準報酬月額の改定の記録が 2 重線で取り消されている上、備考欄には「35 年 9 月 24 日取得取消」と記載されているが取消事由等の記載は確認できない。

加えて、当時の同僚は、申立人は兄弟で当該事業所に勤務していたと証言しているところ、申立人の兄の被保険者記録を見ると、昭和 25 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、35 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないことから、事業主は申立人について昭和 26 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である 35 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から判断すると、昭和 26 年 1 月から 27 年 3 月までの期間は 6,000 円、同年 4 月から 29 年 4 月までの期間は 8,000 円、同年 5 月から 30 年 9 月までの期間は 1 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万 4,000 円、同年 12 月から 35 年 3 月までの期間は 1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 24 日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 35 年 4 月 1 日）以降の期間であり、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち平成19年10月6日から22年2月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成22年2月1日から23年2月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者として、記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月頃から平成19年8月1日まで
② 平成19年10月6日から23年2月1日まで

申立期間はA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち平成19年10月6日から22年2月1日までのについては、申立日において保険料徴収権が時効消滅していることから、厚生年金特例法を、申立期間②のうち平成22年2月1日から23年2月1日までの期間については、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①及び②のうち平成19年10月6日から22年2月1日までのについ

て、A社の事業主の証言及び申立人の供述により、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「申立期間当時の資料は残存していないが、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人の給与から社会保険料を控除していなかった。」と証言しており、オンライン記録においても、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、オンライン記録により、当該事業主は申立期間①及び②の全てにおいて、国民年金に加入していることが確認でき、申立人についても、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、B市では申立人が国民健康保険に加入していた旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち平成19年10月6日から22年2月1日における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち平成19年10月6日から22年2月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち平成22年2月1日から23年2月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このため、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を行う場合には、A社が適用事業所としての要件を備えていること、及び申立人が被保険者資格を有する要件を備えていることを確認する必要があるところ、事業主は、「申立人は、時期は不明であるが、他の会社に勤務していたり、途中来なくなったりしていた。」と証言している上、「A社は、厚生年金保険には加入していません、その他の資料はありません。」と回答していることから、同社の事業実態及び申立人の勤務実績等を確認することができない。

したがって、申立期間②のうち平成22年2月1日から23年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 1 日から 37 年 9 月 18 日まで
A 社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後各 50 名の女性従業員について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 37 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した 26 名中 25 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 14 名が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 37 年 9 月 18 日)から約 5 か月後の 38 年 2 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。